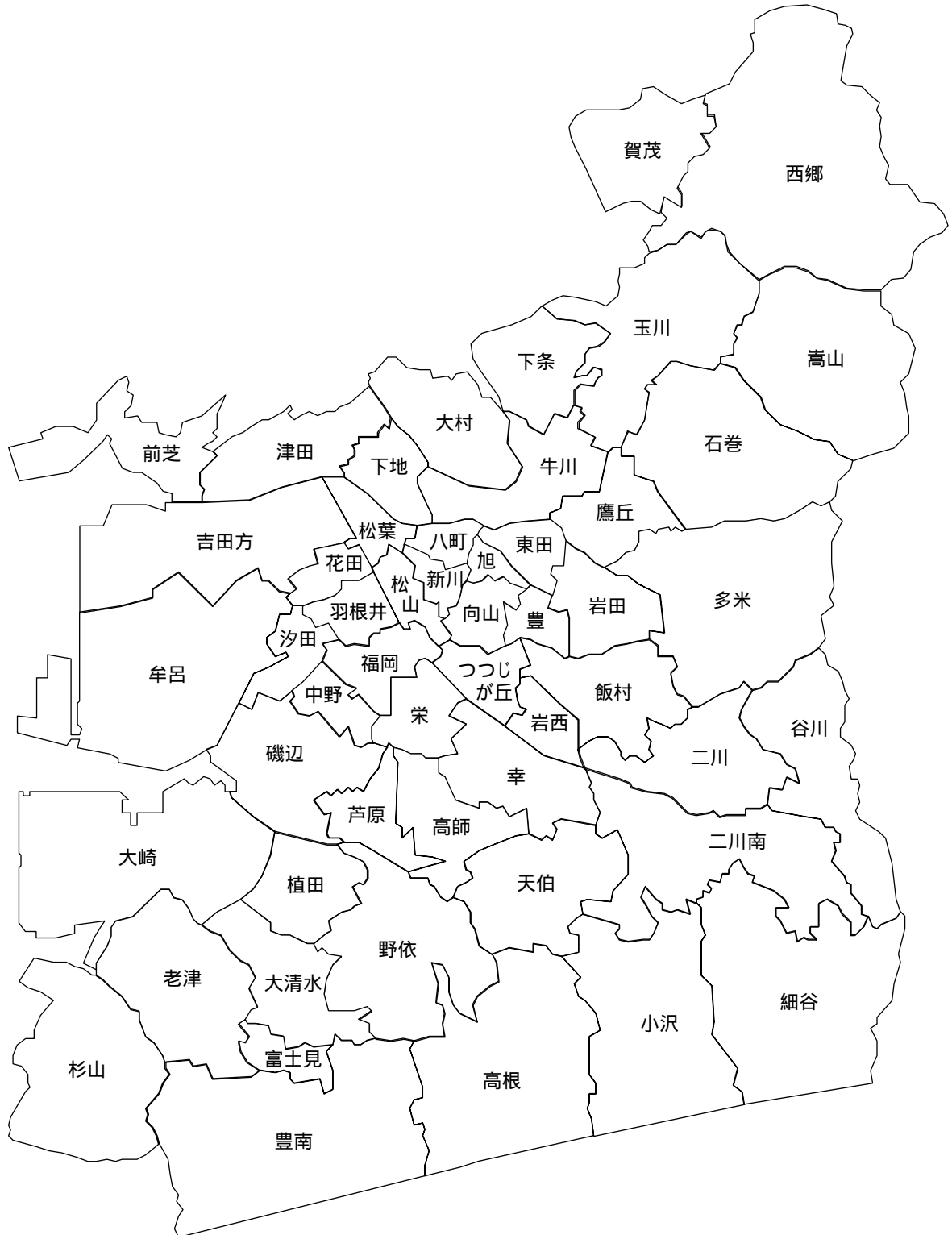


小学校区概略図



出区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号 工業統計調査指 定 第 10 号

平成 19 年 工業統計調査 工業調査票 乙

(従業者29人以下の事業所用)

工業統計調査指 定 第 10 号

秘密

乙 19年

★この調査は、統計法(昭和二十一年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。

★この調査票は、統計調査員に提出して下さい。調査票は経済産業省に送付され、厳密に保管されます。★記入に当たっては、各項目の調査を正確に行い、記入して頂く。記入金額は、正誤を四捨五入し、「円」まで記入して下さい。★欄は市町村別、業種別、性別、年齢、職業別、産業別で記入して下さい。

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ) 2 本社又は本店の名称及び所在地 3 他事業所の有無 4 経営組織 5 資本金額又は出資金額 6 従業者数 7 現金給与総額 8 原材料、燃料、電力の使用額 9 製造品出荷額等 10 9のア、イ、ウの合計金額 11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道料税の合計額 12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 13 主要原材料名及び簡単な作業工程

平成19年 豊橋市の工業

平成21年3月発行

定 価 160円

編 集 豊橋市総務部行政課統計調査グループ

発 行 豊橋市役所

〒440 - 8501 豊橋市今橋町1番地

電話(0532)51 - 2029・2030

e-mail gyosei@city.toyohashi.lg.jp

URL:http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_soumu/gyousei/toukei/index.html

